


所管部課	子育て支援部	子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱の一部を改正する訓令について			区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要 旨</p> <p>東京都ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱及びひとり親家庭ホームヘルプサービス事業取扱要領の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）で、現に婚姻をしていない者において、地方税法第292条第1項第11号又は第12号に規定する寡婦（寡夫）とみなし、負担額を決定する。 ・介護保険法施行令の改正による引用条文の変更。 ・その他、文言の整理。 <p>(2) 施行日 市長決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果 税法上、寡婦（夫）控除を受けている者と、婚姻によらないで母（父）となった者の扱いに差がなくなることで、負担額が発生する場合において、利用者の負担が軽減される。</p>							
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議への報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。